

総論

第1章
計画の策定にあたって

P 3

総論
第1章

第2章
高齢者を取り巻く
現状と将来推計

P 12

総論
第2章

第3章
計画の基本的な考え方

P 38

総論
第3章

第4章
各施策を推進するために

P 43

総論
第4章



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国の総人口は、総務省の推計（概算値）によると、令和2年10月1日現在、1億2,588万人となっており、そのうち高齢者人口は3,619万人を占め、高齢化率は28.7%となっています。本市の高齢化率は、令和2年9月末日現在で27.1%となっており、国、本市ともに高齢者が4人に1人を上回る人口構成となっています。

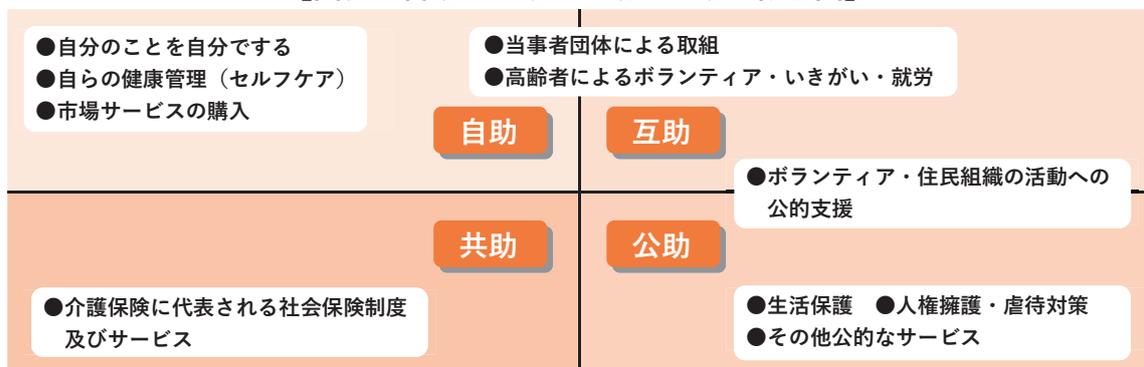
令和7(2025)年には、いわゆる団塊世代が全て75歳以上となり、令和22(2040)年には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となるため、今後更に高齢化が進行していくことが見込まれています。

こうした社会情勢を踏まえ、高齢者が住み慣れた自宅や地域で自立し、尊厳のある生活を可能な限り継続できるよう、「地域包括ケアシステム」（P46参照）の構築、深化・推進をこれまで図ってきました。

令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築等について規定されました。地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等との一体的な取組の下、地域共生社会の実現（P8参照）を図ることとされています。

第8期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者福祉分野のみならず、あらゆる分野との連携・協働を図りながら、地域共生社会の実現という大きな枠組みの中で、高齢者福祉分野の中心となる地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ります。そのためには、高齢者本人による取組である「自助」、地域における住民同士の支え合いである「互助」、自助を支えるための社会連携による医療と介護保険サービスである「共助」、市の責任で行う「公助」の仕組みが互いに補い合い、連携し合って、それぞれの役割を果たせるような体制づくりを進めていきます。

【図表－自助・互助・共助・公助の概念図】



資料：厚生労働省『地域包括ケアシステムの5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」（平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書より）』をもとに作成

※地域福祉計画で用いられる「自助・共助・公助」と近い概念。介護保険制度を「共助」として取り入れるために4つの「助」としている。「互助」≒地域福祉計画の「共助」。

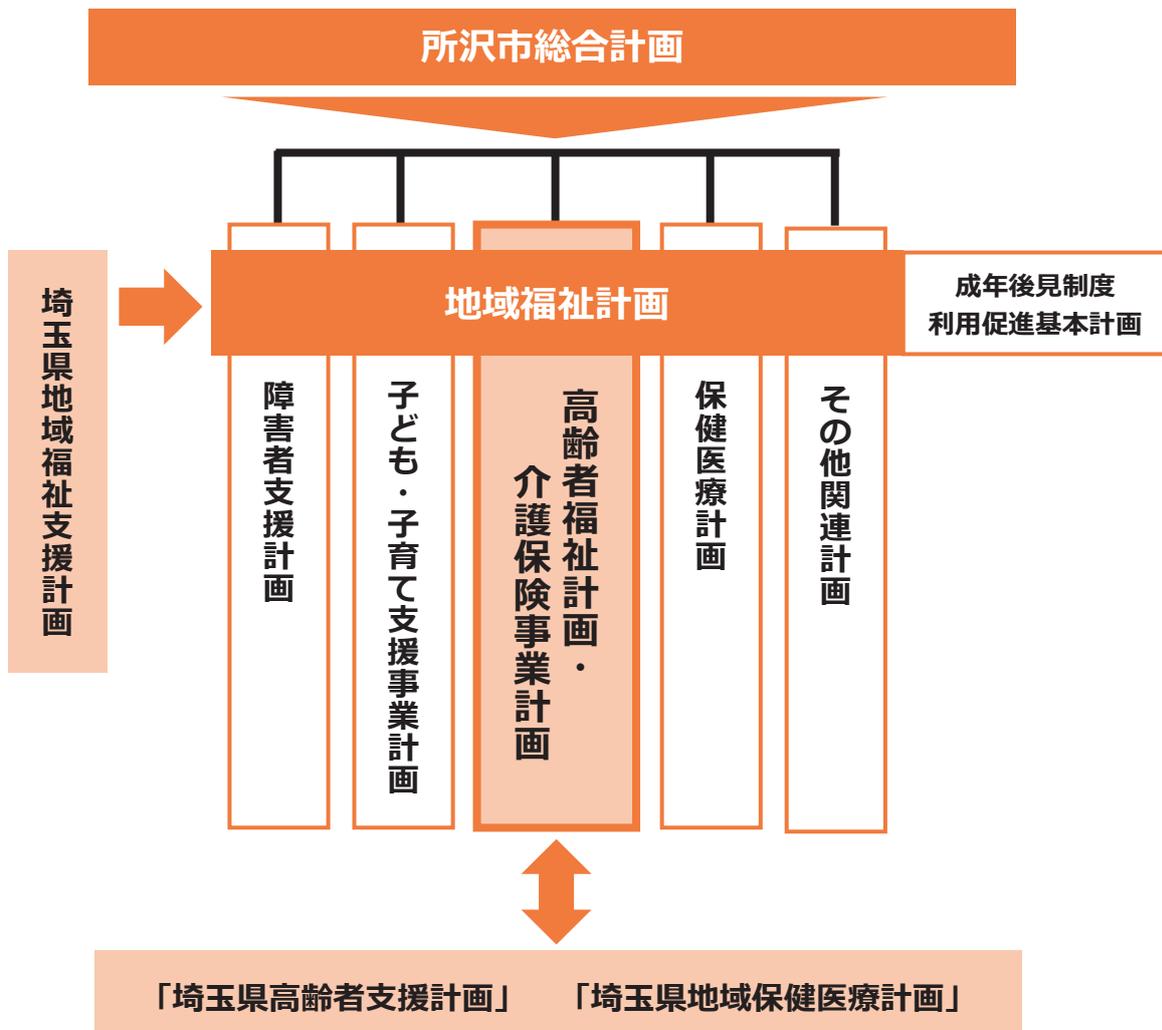
第2節 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定したものです。

第3節 計画の位置付け

本計画は、本市の「所沢市総合計画」を上位計画として整合性を図るとともに、福祉部門において共通して取り組むべき事項を定める「地域福祉計画」や、個別部門計画である「障害者支援計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等と相互に調和を図り策定しました。また、埼玉県「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県地域保健医療計画」とも整合性を図りました。

【図表－計画の位置付け・関連計画】



※「成年後見制度利用促進基本計画」は、「地域福祉計画」に包含されています。

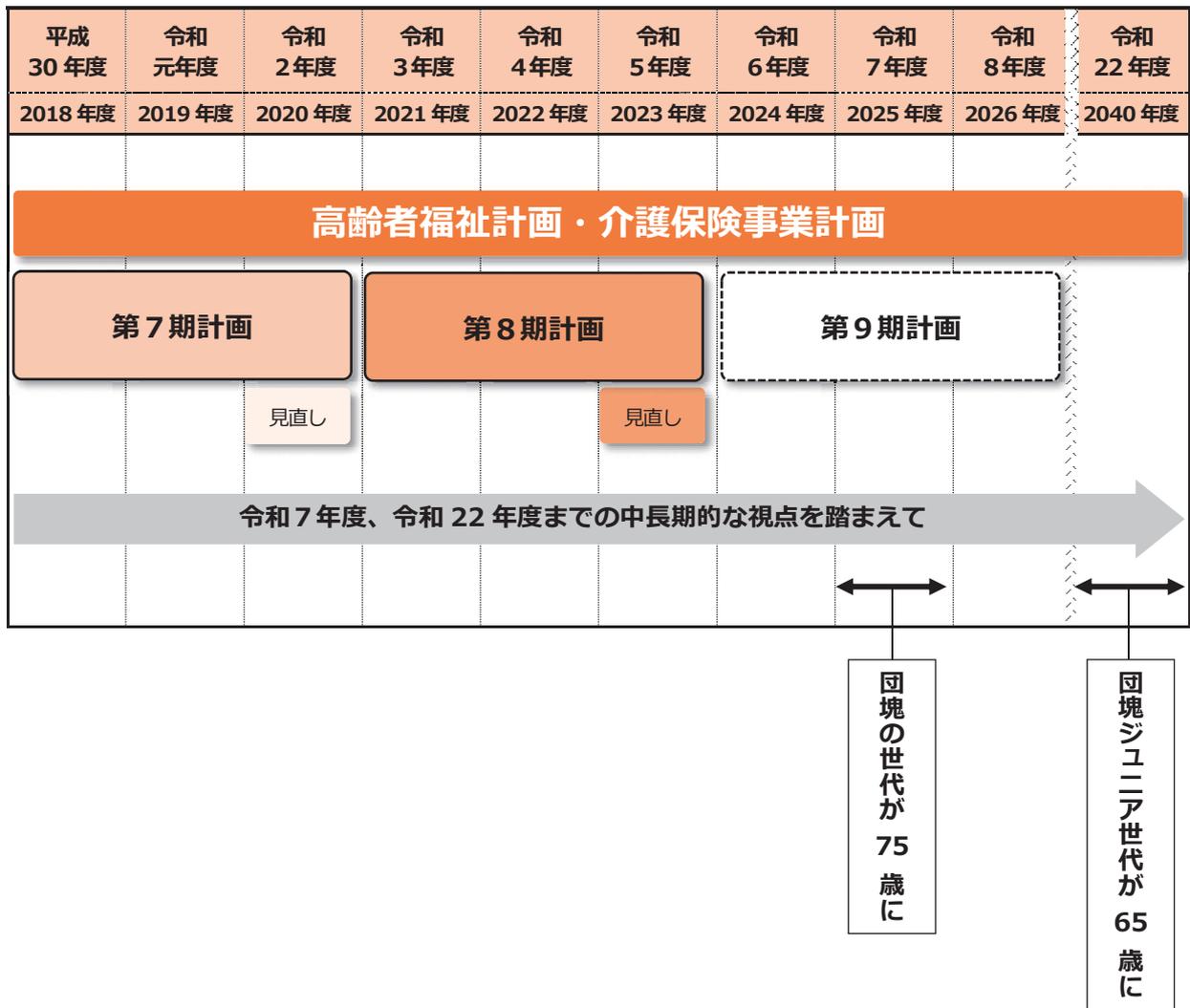
第4節 計画の期間

第8期計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として策定しました。

なお、第8期計画では、令和7（2025）年度、令和22（2040）年度までの中長期的な視点を踏まえた計画として策定しています。

本計画は、3年ごとに見直しを行うことになっているため、次期計画（第9期計画）は令和5年度に策定を行います。

【図表－計画の期間】



第5節 計画策定体制

1. 所沢市高齢者福祉・介護実態調査の実施

市民の健康状態や日常生活の状況及び福祉サービスにおける利用状況等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和2年1月15日から令和2年2月17日を調査期間とし、4,250人を対象に実施しました。

2. 在宅介護実態調査の実施

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に、令和元年6月上旬から令和元年10月中旬に、認定調査員による聞き取り調査という形で600人実施しました。

3. 地域包括ケア「見える化」システムによる分析

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために、厚生労働省により第7期計画策定から新たに導入された情報システムです。介護保険に関連する様々な情報が本システムに一元化されており、地域間比較等による現状分析から、本市における課題抽出や将来推計による介護サービス見込量の算出を行いました。

4. 所沢市高齢者福祉計画推進委員会等の設置

庁内の関係各課で構成された「所沢市高齢者福祉計画推進委員会」を設置し、計画を策定するために、各担当部門との連携・調整を行いました。また、庁内の関係各課職員や地域包括支援センター等の関係機関等で構成された「推進プロジェクト」を設置し、現状分析や施策展開の検討を行いました。

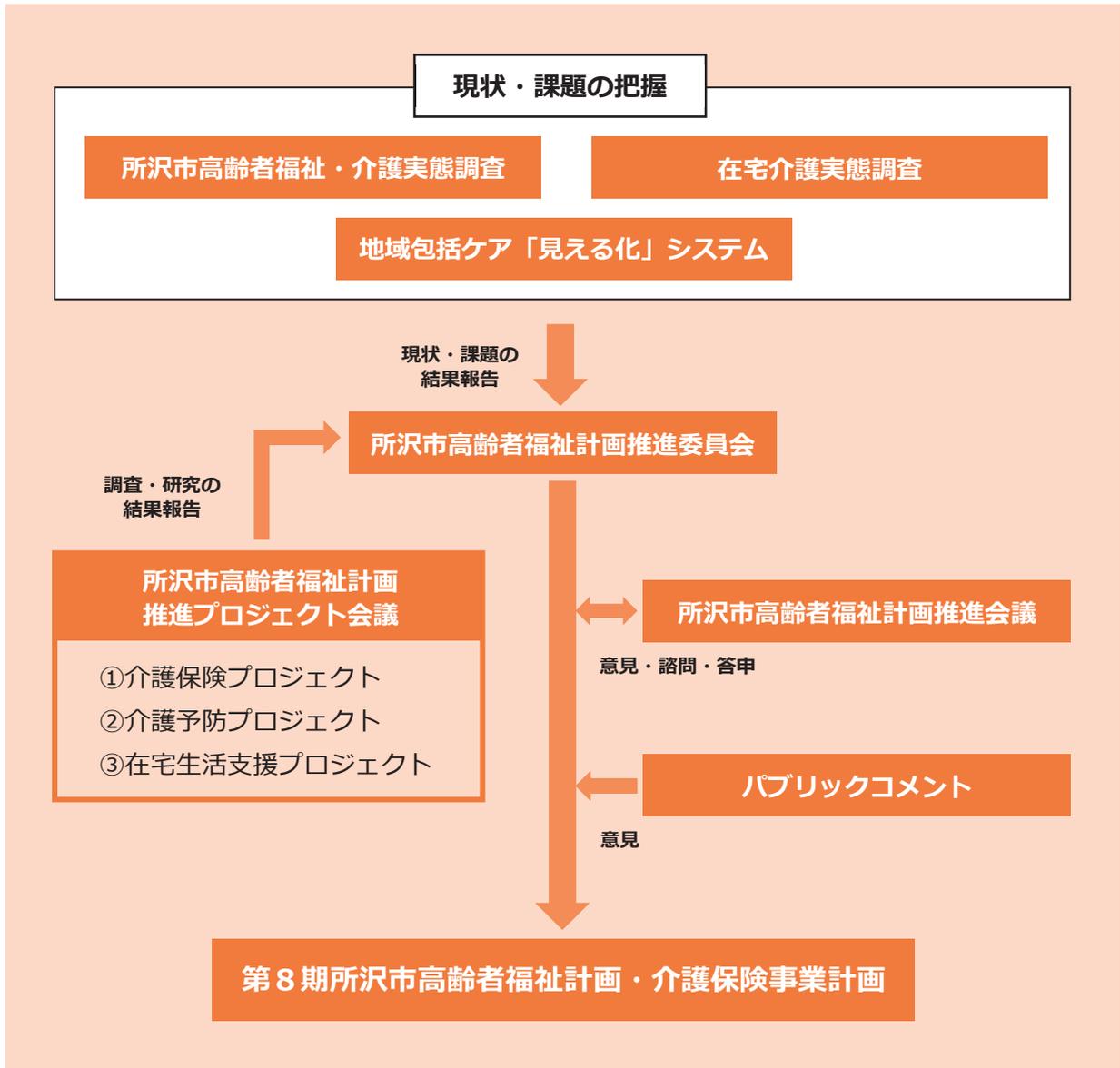
5. 所沢市高齢者福祉計画推進会議の協議

本計画の策定にあたっては、利用者の実態及びニーズに応じた計画を策定するために、被保険者の代表、市民団体等の代表、高齢者の保健・医療及び福祉関連の実務経験者などの各層の関係者の参画による「所沢市高齢者福祉計画推進会議」によって、継続的な審議・検討を行いました。

6. パブリックコメント手続の実施

市民や関係者の意見をいただくため、「第8期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の素案について、令和2年12月24日から令和3年1月14日の期間でパブリックコメント手続を実施しました。

【図表－計画策定体制】



第6節 第7期計画からの変更点

1. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正

第8期計画の策定にあたり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）が国より示されました。第8期計画において充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

（1）令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

令和7（2025）年及び令和22（2040）年には、介護サービス需要は更に増加・多様化することが想定されることから、サービス需要の見込みを踏まえた介護サービス基盤の整備が重要です。その一方で、現役世代の減少が顕著となることから、高齢者及び介護を支える人的基盤の確保も重要となります。

（2）地域共生社会の実現

令和22（2040）年を見据えて、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要です。

【地域共生社会】

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

■ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

自立した日常生活の支援、介護予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止のため、自立支援・介護予防に関する普及啓発や介護予防の通いの場の充実などに加え、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取り組みを行うことが重要となります。支援においては、効果的・効率的な取組となるよう、「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他事業との連携」を進めることが重要となります。

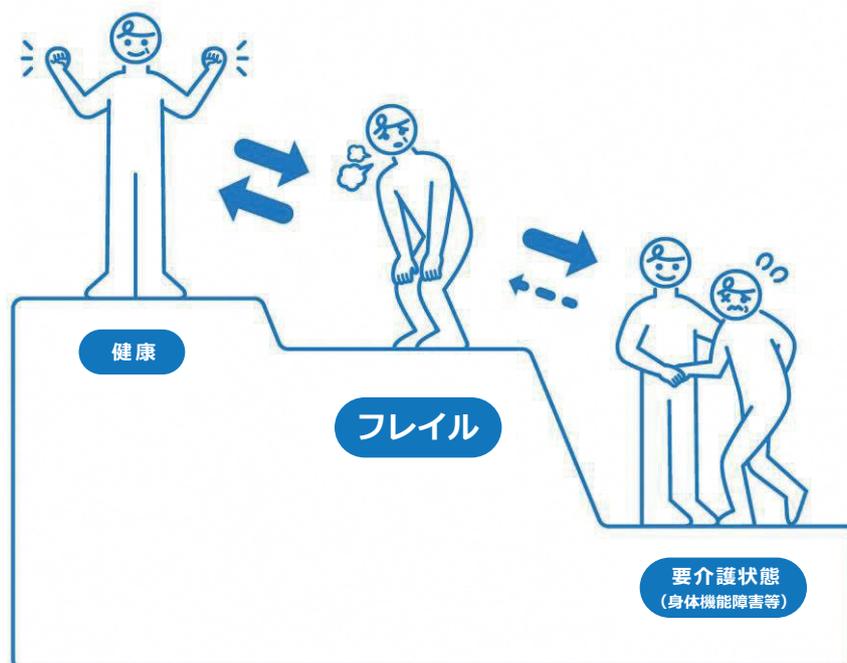
また、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進のため、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の推進が重要となります。高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を専門職が把握した上で、状況に応じて適切な医療や介護サービス等につなげることが求められています。

更には、要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組むことが重要となります。

【フレイル】

フレイルとは加齢とともに運動機能や認知機能等が低下し、健康障害を起こしやすい状態のこと。健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。多くの方は、フレイルを経て要介護状態へ進むと考えられており、予防として筋肉量を減少させないための栄養の摂取、運動、そして趣味・ボランティア・就労等の社会参加が柱とされている。

【図表－フレイルの状態】



出典：厚生労働省「高齢者のフレイル予防事業」より

■ 保険者機能強化推進交付金等の活用

各種取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標が設定された保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金を活用し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、一層の強化を図ることが重要となります。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県と市町村間の情報連携の強化

有料老人ホーム（P111、112 参照）及びサービス付き高齢者向け住宅（P113 参照）が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっております。そのため、都道府県と連携してこれらの設置状況等、必要な情報を積極的に把握することで、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるとともに、質の確保を図ることが重要となります。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月18日に制定された「認知症施策推進大綱」に沿い、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として認知症施策を推進することが重要となります。

【共生】

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

【予防】

「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

主な認知症施策

① 普及啓発・本人発信支援

- 認知症に関する理解促進
- 相談先の周知
- 認知症の人本人からの発信支援 等

② 予防

- 高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- 認知症予防に資する可能性のある活動の推進 等

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- 早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- 認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組 等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- 認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- チームオレンジ（P95 参照）等の構築
- 成年後見制度の利用促進
- 社会参加活動等の促進 等

（６）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

市町村は保険者として地域で取組を進める立場から、必要な介護人材の確保のため、総合的な取組を推進することが重要であり、その際には、地域の関係者ととも、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備等へ一体的に取り組むことが重要となります。また、業務の効率化の観点からは、介護現場におけるICTの活用を進めるとともに、介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくことが重要となります。

（７）災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、次の取組を行うことが重要となります。

- ①介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施すること
- ②関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること
- ③都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築すること

2. 関連法の改正

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に成立し、同月12日に公布されました。

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、主に以下の点について改正されました。

- ①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】
- ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】
- ③医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- ④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
- ⑤社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】